

報告事項 東京都居住支援協議会会則について

幹事会の書面による議決に関する規定の文言訂正（7条7項）

居住支援協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため幹事会においても、円滑かつ効率的な運営のため、書面による持ち回り議決ができるよう規定を追加する会則改正案を、平成31年第1回幹事会（平成31年4月25日開催）でご審議いただき、令和元年第1回総会（令和元年6月24日開催）にて、承認の議決をいただいた上で、改正しました。

しかしながら、総会に付議した改正案（資料4-2）に軽微な誤りがあり、すなわち誤りのまま改正がなされました。

本来、会則第7条第7項では、「幹事長は、やむを得ない事由により幹事会を開く余裕のない場合においては、議案を記載した書面を会員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって幹事会の議決に代えることができる」旨改正すべきところ、「総会の議決に代えることができる」との誤った表記のある改正案を付議してしまったものです。なお、幹事会では、正しい表記の改正案によりご審議いただいております（資料4-3、4-4）。誤りのまま事務処理を進めたことを謹んでお詫び申し上げます。

とはいえ内容の誤りではなく軽微な誤記ですので、この場をもちまして正しく会則を訂正させていただきたく、その旨、ご報告するものです。なにとぞご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。